（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第６号(1)（第205条第３項第１号）	別紙様式第６号(1)（第205条第３項第１号）
業務報告書 第　年度（年　月　日から 年　月　日まで） 漁業協同組合又は 水産加工業協同組合名 所在地	業務報告書 第　年度（年　月　日から 年　月　日まで） 漁業協同組合又は 水産加工業協同組合名 所在地
目　次	目　次
第１～第９　（略）	第１～第９　（略）
附表１・２　（略）	附表１・２　（略）
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１～３　（略）	１～３　（略）
第１～第８　（略）	第１～第８　（略）
第９　単体自己資本比率の状況	第９　単体自己資本比率の状況
第　年度（　年　月　日現在）単体自己資本比率の状況	第　年度（　年　月　日現在）単体自己資本比率の状況
（単位：千円）	（単位：千円）

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
（略）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
（略）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				